

平成27年11月27日

岩美町長
榎本 武利 様

岩美町行政改革推進委員会
会 長 濱 口 豊 明

岩美町行政改革の推進について（提言）

私ども岩美町行政改革推進委員会委員は、岩美町行政改革大綱（5重点項目・13実施項目）に係る実績報告等に基づいて、平成25年6月24日から計6回にわたり、岩美町行政改革推進への取組について慎重に審議、検討を重ねてきました。

その結果を取りまとめましたので、別添「第3次岩美町行政改革の取組実績に係る提言書」のとおり提言いたします。

貴職におかれましては、本提言を尊重し、全庁をあげての積極的な取組を展開されることを期待します。

第3次岩美町行政改革の取組実績に係る

提 言 書

～ 岩美町行政改革に望むこと ～

平成27年11月27日
岩美町行政改革推進委員会

目 次

I	はじめに	……	1 頁
II	項目ごとの検討		
1	効率的な事務・事業の推進	……	1 頁
	(1) 行政評価システムの導入と活用		
	(2) 文書管理システムの構築		
	(3) 他自治体と連携した事務・事業の推進		
	(4) 施設譲渡の推進		
	(5) 地方税の電子申告連携の導入		
2	財政の健全化	……	4 頁
	(1) 新地方公会計制度の導入		
	(2) 町税・使用料等の収納率の向上		
	(3) 岩美町上下水道事業経営の改善実施		
	(4) 未利用町有地の売却		
3	職員の育成と意識改革	……	8 頁
	(1) 人材育成と人事評価システムの充実		
4	地域の資源と人材を活かしたまちづくり	……	8 頁
	(1) 資源力(地域人材や地域資源)を活用した住民協働による地域づくり		
	(2) 地域防災協力員の養成		
5	環境にやさしいまちづくり	……	12 頁
	(1) 環境にやさしいまちづくり		
III	今後の行政改革の取組への提言		
1	基本的な考え方	……	14 頁
2	具体的な取組	……	16 頁
IV	おわりに	……	19 頁
V	参考資料	……	20 頁

I はじめに

私ども岩美町行政改革推進委員会委員9名は、岩美町長から委員として任命（任期：平成25年4月1日から28年3月31日）され、第1回行政改革推進委員会を平成25年6月24日開催以来、平成27年10月27日まで計6回にわたって、審議・検討を重ねてきた。

審議においては、岩美町行政改革大綱の実施項目（13項目）について、各年度ごとの進捗状況や取組状況、推進に当たっての課題等の検証・評価などを行った。

平成27年度は、第3次行政改革（平成22～26年度）の取りまとめの年度であり、また、我々、岩美町行政改革推進委員の任期の最終年度でもあることから、次期行政改革を更に進展させるために審議結果を提言書として次のとおりとりまとめた。

II 項目ごとの検討

1 効率的な事務・事業の推進

【町の基本的な考え方】

町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、経費の削減や補助金の適正化・委託業務の見直しなど事務事業の整理・合理化を推進してきたが、今後は引き続き地方分権の進展にしっかり対応できるようシステムの構築を図るとともに、東部圏域の各自治体等と連携した共同事務を推進するとされ、次の5項目が実施された。

（1）行政評価システムの導入と活用

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、これまでの行政運営は「計画した事業に対してどれだけの予算でどれだけの事業を実施したか」という行政サービスの『量』に重点が置かれていたが、今後は評価した結果を次の計画や事務事業に反映する『質』に重点を置いた取り組みが必要となるとされている。そして、行政活動の現状を的確に把握し、町民ニーズとのギャップを発見する仕組・意識を定着させ、事務事業の見直し、効率化、行政サービスの向上、町民への説明責任の確保、職員の意識改革を図り、町民の満足度向上を目指すとしている。
- ② その具体的な実施内容としては、「内部評価」（各事務事業について、担当課が一次評価を行い、行政改革推進本部会が二次評価をそれぞれ行う。）及び「外部評価」（行政改革推進委員会による評価を取り入れ、評価結果の町民への公表により評価制度の透明性の向上を図る。）に取り組み、行政活動の現状と町民のニーズを的確に把握し改善へと繋げることとしている。

具体的には、事務事業の見直しによる業務改善や経費削減、また、町民ニーズを的確に反映した効果的、効率的で質の高い行政サービスの提供、さらに職員の意識改革を行うことにより、町民の行政サービスの満足度の向上に繋げることとしている。
- ③ そのための活動指標として、㊦職員研修、㊧事務事業評価一部試行、㊨試行結果の検証と実施要領の策定、㊩事務事業評価実施を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、20.0%とかなり低い状況であった。

- ④ 達成率が低かったことについて、町が把握している問題点としては、
- ・ 評価システムの導入を検討する中で、各課の施策について他の自治体で導入しているシートを参考として内部評価したものの検証結果として外部評価には適さないことが判明したため、他の方法を検討する必要があるということであった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、
- 行政評価については、試行で作成したものは内部での検証向きであり、外部評価するのであれば、既に議会に提出している「施策の成果」、「補助金の成果」で活用できないか検討するということがあった。

【改革の視点と提言】

- ① 行政評価は、行政内部だけで行えば自己点検と言うに等しく、実効性もあまり期待できないと思われる。行政の評価は、第三者からのチェックによる外部評価を行ってはじめて行政評価と言える。この第三者のチェックによって、組織の活性化が期待できる。
- については、行政改革の内容や取組結果が明確に分かるような適切な資料により外部評価が適切に行えるようにされたい。資料は、既存のものや現在策定中のもの（例えば岩美町総合戦略の業績評価指標等）で適切なものがあれば、それらを活用して行うことも可能と思われる。
- ② 行政評価の結果は、行政内部では予算編成、組織改編、政策立案等に活用できるが、一方、その結果を外部に公表することによって、町民や利害関係者に説明責任を果たすことになる。行政を行う場合に留意すべき3本柱は、「法令遵守（コンプライアンス）」と「情報公開」（ディスクロージャー）と「説明責任」（アカウンタビリティ）であると考えられ、「情報公開」の果たす役割は極めて大きいと思われる。
- しかし、ここ数年、行政改革について町民に公表したというようなことはあまりなかったようである。
- については、行政改革推進委員会の審議・評価の状況等についても、適宜、町民に広く公表されたい。

（2）文書管理システムの構築

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、行政事務の多様化とともに文書の必要性和重要性はますます増えており、情報公開制度に対応するためにも膨大な資料を分類・整理しておく必要があるからとされている。
- ② その具体的な実施内容としては、システム導入した場合における文書管理と実際に本町が行っている文書管理が大きく乖離しているため、現段階ではシステム導入による効果が得られないと推測されるので、まず、現段階で各課共通した文書保存、文書整理（文書分類表に基づく形態）を実践し、馴染んだ上で本町に一番即したシステムの導入を検討することとされ、そうすることによって、情報公開に対応することとしている。
- ③ そのための活動指標として、㊶文書分類表による文書分類・保存・管理開始、㊷文書分類表の訂正・保存方法・管理方法の検討・改善、㊸訂正後の文書分類表による文書分類・保存・管理の徹底強化、㊹文書管理システム導入の検討を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、97.5%であった。

- ④ 町が考えている改善点として、「検討委員会等を設置し定期的に文書の取扱いについて検討を実施する。」ということが挙げられている。

【改革の視点と提言】

- ① 文書管理システム（以下「システム」という。）の導入について検討を行ったが、システムは、実際に本町が行っている文書管理と大きく乖離していることや費用対効果の観点からシステム導入は当面見送っている。しかし、システム導入による文書事務の効率化や適切な文書管理体制を構築するためにも、さらに、情報公開に迅速に対応するためにも、近い将来、システム導入は必要であると思われる。

については、現行の運用を絶対視せず、システム導入を契機として文書管理の運用を改善するよう引き続き検討を行われたい。

- ② 現在、「平成25年度に作成した文書取扱マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づいて文書管理を行っているが、町としては文書の取扱いについて検討委員会等を設置して定期的に検討を行うとのことである。その検討作業においては、まず、現在のマニュアルの内容が文書取扱規程や文書保存規程等の文書関係諸規程と整合性がとれ矛盾のないものであることを再確認したうえで、進めるべきと思われる。

特に留意すべき点は、廃棄文書の取扱いであろう。一度廃棄した文書は、元にはもどらない。マニュアルに基づいて廃棄した簿冊が、実は、廃棄すべきでなかったというようなことのないようにすべきである。

については、庁内に検討委員会等を早急に設置して平成25年度に作成した文書取扱マニュアル及び文書関係諸規程並びに文書取扱実務の現状等を再検討し、適宜、改善を図られたい。

また、文書事務が適切に行われるよう職員研修を行われたい。

（3）他自治体と連携した事務・事業の推進（効率的な除雪作業の推進）

平成22年度に県と路線交換の協定を締結したため、効率的な除雪の仕組みが確立されたので、達成率100%となり事業を完了した。今までの取り組みを高く評価したい。

（4）施設譲渡の推進

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、集落要望により町が国・県等補助を受けて建設し、集落が利用している町立施設は、実質は集落の施設であり、現在は該当集落が指定管理を無料で受託しており、譲渡できる条件が整い次第、譲渡を行い、町財産の廃止を行うこととされている。

- ② その具体的な実施内容としては、現在、指定管理を受託している集落に対して、町の方針を説明し、理解をいただいた上で、順次集落へ譲渡することとしている。

これにより、効率的な施設管理や自主管理意識の高揚が期待されている。

- ③ そのための活動指標として、㊦譲渡施設の確認、整理、譲渡契約案の作成、㊧集落への説明・協議、㊨譲渡契約締結、譲渡実施、㊩施設譲渡計画の策定を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、50.0%であった。

- ④ 達成率が低かったことについて、町が把握している問題点としては、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）の処分制限が切れ、指定管理委託期間が満了する施設については、平成27年末で譲渡したい旨を該当集落に説明を行ったが、継続協議中であるというものであった。

- ⑤ また、町が考えている改善点としては、「順次集落への譲渡が円滑に進むよう協議を継続する。」というものであった。

【改革の視点と提言】

「集落への説明・協議」は行われているが、結果的に達成率は0.0%であり、今後の継続的な取組が望まれる。

については、デスクワークの達成率が高いが、議会や町民・集落への対応の業務の達成率は低いというようなことのないよう、町民・集落等に対する説明や協議については、適切な時期等を捉えて丁寧に行われたい。

(5) 地方税の電子申告連携の導入

平成22年度に地方税電子申告システムを導入し運用を開始したため、達成率100%となり事業を完了した。今までの取り組みを高く評価したい。

2 財政の健全化

【町の基本的な考え方】

現在、本町は財政健全自治体を維持しているものの、今後、財政運営は厳しくなることが予想される。今後とも健全財政を維持し、満足度の高い行政サービスを行っていきけるよう、徹底した経費の節減、合理化に努めるとこととし、次の4項目が実施された。

(1) 新地方公会計制度の導入

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、現行の現金主義の予算、決算は分かりやすい反面、資産・負債に関する情報が不十分で、保有資産や町民の将来負担などが分かりにくい。また組織全体の財政状況が把握しにくいなど、資産・債務改革の検討が困難であるというものである。
- ② その具体的な実施内容としては、資産台帳の整理をするとともに、バランスシート等、新たな財務諸表の整備を行い、各会計の決算財務諸表の連結をすとされている。
これにより、㊸財政状況開示の透明性の向上、説明責任の履行（資産やコストの情報も含めた財政状況の公表）、㊹資産の有効活用の実現（資産台帳の整備、資産の評価による資産、債務の適切な管理）、㊺組織全体での債務改革の検討への取組（行財政運営への財務情報の活用）への効果が期待されるとしている。
- ③ そのための活動指標として、㊻普通会計財務諸表の作成、㊼特別会計の資産台帳等の整備、㊽特別会計及び公営企業会計の財務諸表の作成、㊾全会計の連結財政諸表の作成を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、50.0%であった。
- ④ 達成率が低かったことについて、町が把握している問題点・課題等としては、国の統一的な基準による地方公会計書類の作成手順等の実務的な取扱いの通達が遅れていたが、書類作成の期限が示されているため、関係職員による研修会等を行い、今後の資産台帳更新、財務諸表作成、連結決算等を適切かつスムーズに実施したいということであった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、執行時において決算を見据え、仕訳を行わなければならないということであった。

【改革の視点と提言】

- ① 国の指針に基づいて、資産台帳の更新、財務諸表、連結財務諸表を早急に作成することは極めて重要なことである。

については、関係職員による研修会等を行い、今後、書類作成が適切かつ円滑に実施できるよう対応されたい。

- ② 平成27年1月23日付けで「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」が総務大臣から通達された。これに伴って、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、当該マニュアルを参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう求めている。

この統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICT（情報通信技術）を活用したシステムの整備などが必要であると言われている。

については、町としても、これらの準備に早期に取り組むなど遺漏がないよう十分な対応をされたい。

（2）町税・使用料等の収納率の向上

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、町は自らの財源を自らの努力で確保する必要があるが、経済の低迷が続き、税だけでなく使用料等の滞納額が累積しており、この回収が急務であり、厳しい財政状況の中、今まで以上に効率的・効果的な滞納整理が求められるというものであり、また、窓口収納は利用時間が限られており、納税者の生活スタイルの変化に適応した納税手段と機会の拡大を図り、納税者の利便性を向上させる必要があるとされている。

- ② その具体的な実施内容としては、①納税貯蓄組合等を活用した組織的な収納に努める。②納税者の利便を図るため、口座振替を促進するほかコンビニ収納等の導入を検討する。③広域的な滞納整理組織の結成が計画されており、検討会、ワーキンググループに参加し共同で検討する。④収納調整会議による、重複滞納者の整理にとどまらず、効率的で効果的な滞納整理を進めるため、関係課で緊密に連携・共同して町税・使用料等の収納率の向上に努める（なお、計画期間中の現年分収納率の平均が平成21年度実績以上とする。）というものであった。

そして、これらにより、納税者の利便性及び収納率が向上し、累積滞納額と徴収コストの縮減が図られ、自主財源の確保、財政の健全化に寄与することが期待されている。

- ③ そのための活動指標として、①納税貯蓄組合加入率、②口座振替促進③コンビニ収納導入の検討、④クレジット収納の検討、⑤効率的・効果的な滞納整理の推進、⑥地方税務事務の共同化を検討、⑦町税収納率の向上を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、76.8%であった。

- ④ 町が把握している問題点としては、
- ・ 納税組合の加入率は、1.46%前年を下回ったが、その主な理由は、平成26年度中に3組合が解散したこと。
 - ・ この背景として各集落等における担い手不足などがあるということ、があった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、組合維持や組合加入者の増加のため、納税組合長会議、広報などで組合の重要性をPRし、納税組合の存続及び加入率の増加を図るということであった。

【改革の視点と提言】

- ① 口座振替の促進や徴収の強化により、町税収納率の向上、効率的・効果的な滞納整理の推進は図られたが、納税貯蓄組合加入率の低下等により、全体の達成率を下げている。
- については、納税貯蓄組合への加入について、今後とも引き続き加入促進を行うとともに、口座振替促進についても引き続き啓発を行われたい。
- ② 今後、効率的な徴税業務を進めるためには、納税貯蓄組合への加入促進だけでなく、徴税事務の共同化や困難事例の専門家（機関）等への外部委託などの検討も行われたい。

(3) 岩美町上下水道事業経営の改善実施

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、㊶水道料金及び下水道使用料に対する町民の関心は高く、エコ意識の高揚、人口減少と併せて、水道使用量は近年減少している。㊷水道料金は平成20年度に25%の料金改定を行ったが、その後も平成22年度を除いて赤字決算であり、今後も厳しいことが見込まれ、さらなる経営努力が求められている。㊸下水道事業においては、面的整備がおおむね終了して今後の効率的な運営が求められているとともに、未接続世帯への更なる接続促進や経費節減等の努力が必要であるとされている。
- ② その具体的な実施内容としては、㊶水道事業は、効率的な運営、簡易水道施設及び飲料水供給施設を統合することで水道事業の黒字化を図る。㊷下水道事業は接続率の向上や処理場の統合等により経費節減により一般会計繰入金金の減少を図ることとされている。
- そうすることにより、効率的な運営や経費の削減により上下水道事業の経営の健全化を図ることを目指している。
- ③ そのための活動指標として、㊶上水道施設、簡易水道施設及び飲料水供給施設の統合、㊷下水道の接続率の向上、㊸処理場の統合：大谷浄化センター脱水方式の変更、㊹水道事業の経費削減、㊺下水道事業の経費削減を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、53.2%であった。
- ④ 達成率が低かったことについて、町が把握している問題点としては、
- ・ 下水道接続促進については、特に浦富地区について早期に90%を達成できるように更に効果的な接続対策を講じる必要がある。
 - ・ 上下水道の経費削減については、中長期約な計画に基づく計画的な修繕により経費の平準化を進めるほか、ライフサイクルコストの縮減のための更新・修繕計画を検討する必要がある。

- ⑤ また、町が考えている改善点としては、
- ・ 下水道接続促進については、各種広報媒体を利用した呼びかけを継続するとともに、広報内容を随時見直し、より効果を高めていく。
 - ・ 経費削減については、経費の削減を念頭に置いた中長期の財政見通しや経営戦略の策定を進めるほか、下水道については、長寿命化計画の策定によりライフサイクルコストの縮減を図る。
 - ・ 施設の統合や新たな維持管理技術の導入を検討する、ということであった。

【改革の視点と提言】

- ① 下水道接続率は上昇したが目標は未達成であった。また、経費削減についても、下水道の正しい利用の啓発に努めたが、施設の維持管理経費の増加により目標は達成できなかった。

目標達成を考える場合、目標値の設定が適正かどうかの問題となることがある。この上下水道事業の場合も、目標値は高すぎて実現困難な数値であるという指摘が当初からあったようである。しかし、この数値には、「努力目標も加わっている。」ということで当初から高め設定の目標値となっていたようである。だが、この上下水道事業にかかわらず、「努力目標自体」は、他のどの事業にも入っているはずである。

当初から達成が難しい目標値を設定したため、職員が一杯頑張っても、到底、実現不可能なものであると、逆に職員のやる気を削ぐことにもつながるのではないかとということが危惧される。

中長期的な目標として経営の黒字化は維持しつつも、それを実現するための工程、短期的な目標値は実現可能なものを設定し、着実に成果を上げていくべきである。

については、目標値は、他の事業と同様、実現可能な適切な数値を設定されたい。

- ② 上下水道事業経営の改善を図るため、引き続き、下水道接続の加入促進を進めるとともに、経費削減に当たっては中長期的な更新計画を立てて維持管理経費の平準化等に努められたい。

(4) 未利用町有地の売却

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、未利用の町有地について、売却を検討し、財産の効率的な運用を図る必要があるからとされている。
- ② その具体的な実施内容としては、利用の見込みのない町有地についてインターネット等を利用した売却など効率的な運用を図ることとされている。そのことにより、土地の有効活用と財源確保を図ることとしている。
- ③ そのための活動指標として、㊸売却物件の確認・整理、㊹売却基準の作成、㊺公有財産売却の実施を掲げて取り組んだ。
- ④ 未利用であった駐在所跡地は、お試し住宅敷地として活用し、岩美駅付近の土地は地籍調査の成果の登記完了後に再検討を行うこととした結果、最終的な達成率は、100%となって平成25年度に事業を完了した。今までの取り組みを高く評価したい。

3 職員の育成と意識改革

【町の基本的な考え方】

町民のニーズに応え質の高い行政サービスを効果的に提供したり、時代の変革に対応し「スピード」「創造性」「実行力」をもって時代をリードするためには、職員一人ひとりの資質の向上と意識改革が必要不可欠となることから、岩美町人材育成基本方針に基づき職員の能力開発を行うとともに、人事評価システムの充実をはかり、人材育成を積極的に推進するとされ、次の項目が実施された。

(1) 人材育成と人事評価システムの充実

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、人材育成基本方針に基づき、職員の能力開発を行うとともに、人事評価システムの充実を図り、人材育成を積極的に推進することとされている。
- ② その具体的な実施内容としては、職員研修の充実を図ること。また、未施行のままとなっている目標管理による人事評価制度の構築を図り、人事評価システムの精度の充実を図ることとされている。

これにより、職員の意識改革、行動変革を促すとともに、人事評価の結果等を研修によって補完していくことで、質の高い職員の育成を行うことを目指している。
- ③ そのための活動指標として、㊸職員研修の充実、㊹能力評価制度の見直し、㊺目標管理制度の構築と実践、㊻OJTマニュアル作成を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、99.2%であった。
- ④ 町が把握している問題点・課題等としては、「特に見直す点がなかったため、例年通りのシートを使い、能力評価を実施した。」ということであった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、現状の評価シートの見直し、必要があれば改定するということであった。

【改革の視点と提言】

厳しい町財政のもとで職員の増員が困難ななか、多様な町民のニーズに対応し質の高い行政サービスを提供するためには、職員一人ひとりの資質の向上が必要不可欠である。

そして、職員のやる気と能力を十分に引き出すためには、適正な評価制度が確保されていることが必要である。

については、適正な評価制度を確保するため、現状の能力評価シートを検証・見直しを継続的に行い、必要に応じて適切なものに改訂されたい。

4 地域の資源と人材を活かしたまちづくり

【町の基本的な考え方】

多様化する町民ニーズへの対応や、地域課題の解決には、町民・事業者・NPOなどの知恵と能力の活用が不可欠であり、まちづくりの主役である町民と情報交換を積極的に行い、まちづくりの目標や課題を共有し、地域の資源と人材を活かしたまちづくりを推進するとされ、次の2項目が実施された。

(1) 資源力(地域人材や地域資源)を活用した住民協働による地域づくりの取り組み

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、㊦山陰海岸は世界ジオパーク国内候補地に認定され、今後はこの世界に誇る地域資源を町民自らが認識・理解し伝える(ガイド)、住民主体の取り組みが期待されていること。㊧町では昭和46年度に第1次総合計画を策定し、経済社会情勢の変化に対応しながら、第7次にわたる総合計画によって魅力あるまちづくりを推進してきたが、第8次総合計画では町民の意見をまちづくり計画に生かし、「住民が自信と誇りを持てるまち」、「協働のまちづくり」を目指して取り組んでおり、この取り組みを次期総合計画に継続し、まちづくりの課題や目標を共有し、まちづくりを町民とともに考えるとともに、より町民の身近なものとするのが求められていること。㊨役場だけでなく、広く町民の意見を取り入れた予算編成が求められていること、とされている。
- ② その具体的な実施内容としては、㊩ジオパークガイド養成を平成23年度から岩美町観光協会で実施すること。㊪第9次総合計画の策定をまちづくり委員とともに行うこと。㊫まちづくり予算会議を開催すること、とされている。

これらにより、町民のまちづくりへの意欲が向上するとともに、総合計画策定後も継続してまちづくりに参画し、総合計画の実現に向けた協働のまちづくりの実践に繋がることが期待されている。
- ③ そのための活動指標として、㊬ジオパークガイド養成、㊭総合計画策定まちづくり委員会開催、㊮総合計画案の作成、㊯まちづくり予算会議の開催を掲げて推進した結果、最終的な達成率(平成26年度末)は、100%であった。その取り組みを高く評価したい。
- ④ 町が把握している問題点としては、「会議の開催については毎年様々な方法で周知をしているが、参加者が固定している。」ということであった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、「現在、当日に参加できない方などにホームページで意見、提案ができるようにしているが、その他の方法も引き続き検討する。」ということであった。

【改革の視点と提言】

地域の資源と人材を活かしたまちづくりについては、ジオパークガイド養成、総合計画策定まちづくり委員会開催、総合計画(案)の作成、まちづくり予算会議の開催等を行って協働のまちづくりを推進しており、高く評価したい。

地域の資源力を活用した住民協働による地域づくりの取組は、今後とも本町にとって重要な命題であることに変わりはない。

については、この重要なテーマに今後とも継続して取り組み、人材の発掘・登録(人材バンク等)などの協働体制の構築、さらには、その効果的な運用を図ることにより、住民協働の地域づくりを一層促進されたい。

(2) 地域防災協力員の養成

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、「地域における防災、災害発生時の中核となる自主防災組織の結成、育成に取り組んでいるが、自主防災組織が有効に機能するためには、当該組織が地域に密着した防災活動を行っていただく必要がある。しかし、その中心となる役員が毎年交代するため地域の人材育成が困難である。」とされている。
- ② その具体的な実施内容として、地域防災協力員に必要な知識の習得及び各種災害の仕組みと対策等体系的な学習（開催期日：5月～9月、5回、10講座（講義、実技、実習））を行うこととされている。

そして、それにより、集落や町内会の防災体制の確立及び防災意識の向上が図られることが期待されている。
- ③ そのための活動指標として、㊸受講生募集、㊹養成講座の開催、㊺町防災訓練の実施、㊻地域防災協力員の養成、㊼地区防災研修の実施を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、56.6%であった。
- ④ 達成率が低かったことについて、町が把握している問題点としては、「養成講座に比較的多くの者が参加したが、全講座を受講できた者が少なかったこと。」であった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、「継続的に防災に関する講座を開催し、全講座を受講できなかった者に受講を促すとともに新規受講者の募集も行う。」ということであった。

【改革の視点と提言】

- ① 地域防災協力員（以下「協力員」という。）を200名養成する目標に対して、実際に全講座を受講した者は76人であった。協力員養成の達成率は38.0%であり、低い達成率に留まっている。

協力員の養成については、研修講座に町民が参加しやすいように、受講の時期、期間、時間帯、曜日などについて、アンケート等を行って検討した上で開催するなど、出席率が向上するように配慮して取り組むべきである。

については、継続的に防災に関する講座に参加しやすいように開催方法等を工夫して、地域の自主防災組織の中で実働の核となる協力員の養成を推進すると共に、今後とも、引き続いて防災に関する訓練や研修等を実施されたい。
- ② また、協力員個々の力量アップと併せて、協力員同士が連携し、情報交換等できるような機会を行政が提供することについても一考されたい。さらに、自らの地域の取組の進捗を正確に認識することにより自発的な競争意識等をもって前向きに取り組むよう促すため、地域（自治会）の取組の現状等を自治会長会や各種研修会において、適宜、情報提供されたい。

③ さらに、実施項目の取り上げ方についても、一考されるよう提言する。

地域の防災対策や災害発生時において、その中核となるのは、地域の「自主防災組織」である。複数の協力員が、個々バラバラで動いても防災機能は有効に働かない。各地区の協力員は、地域の防災組織の職務分担の位置付けのなかで関係要員と連携しながら動くべきである。

実施項目で養成しようとしている協力員は、自主防災組織と連携し、あるいは、自主防災組織の指示又は役割分担の中で動くもので、各個人が独自に活動するものではないと思われる。

しかし、自主防災組織が構築されていない地域では、防災機能が働かないため、養成された協力員が何人いても、地域全体を動かす大きな力にはならない。

地域住民で構成された「自主防災組織」が機能してはじめて、「地域防災協力員」の力が発揮できる。

平成27年3月31日現在において、町内9地区において自主防災組織が構築されているのは、3地区（蒲生地区・小田地区・東地区）のみであり、設置率は33.3%に留まっており、今後、自主防災組織を構築することが急務となっている。

については、今後の取組としては、「地域防災協力員の養成」から「地域自主防災組織の構築」に改め、全ての地区の自主防災組織が速やかに構築されるよう努められたい。

ちなみに、前回の行革大綱（H17～21年度）では、「行政への住民参加の促進」の観点から「自主防災組織の結成」を実施項目としていたが、その内容は各地区で防災研修会を実施し自主防災組織の意識の向上を図ったというものであった。「自主防災組織の意識の向上」から一步進めて「危機管理体制の強化」という観点から、今後の自主防災組織の構築に繋げるべきである。過去の取組を検証し、実施内容や活動指標等を十分検討して取り組まされたい。

③ 自主防災組織の構築が進まない要因の一つには、災害対策基本法に「住民の責務」が規定されていることがあまり知らされていないこともあるのではないかとと思われる。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を取り入れて一部改正された災害対策基本法（以下「法」という。）には、国・県・町の責務と共に、住民等の責務も次のように規定されている。

「…地方公共団体の住民は、基本理念（注→法第2条の2第2号抜粋…住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織…その他の地域における主体が自発的に行う防災活動を促進すること。…）にのっとり、…防火訓練その他の自発的な防災活動への参加、…その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。」（法第7条第3項抜粋）

しかし、法に規定された住民の責務について知る町民は少ないと思われる。

については、防災対策に係る法に規定された住民の責務についても広報し、自主防災組織の構築や防災訓練等の活動への参加などは住民の責務であることを、広く町民に周知されたい。

5 環境にやさしいまちづくり

【町の基本的な考え方】

オゾン層の破壊、酸性雨、砂漠化など地球規模での環境問題は世界共通の課題であり、町民や事業所に対し地球温暖化に関する情報提供を行い、電気・車の燃料などの使用量削減の協力体制を整えるとともに、マイバックやコンポストの利用促進、ごみの分別徹底等の取組を通して、地球温暖化防止、大気汚染防止など環境意識の向上を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するとされ、次のとおり実施された。

○ 環境にやさしいまちづくり

【町の取組】

- ① この項目を改善項目に挙げた理由は、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、砂漠化、野生生物の減少など地球規模での環境問題が大きな問題となっており、現在の経済、社会システムや我々の生活様式を抜本的に見直す時期にきているとされている。
- ② その具体的な実施内容として、地域住民や事業所に対し、地球温暖化に関する情報提供を行い、コンポストの利用促進、マイバッグの推進、廃棄物の分別の徹底など4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕による廃棄物の削減対策を実施することとしている。

そうすることにより、地球温暖化防止、大気汚染防止など環境保全に寄与することができ、豊かな自然環境を将来に引き継ぐことができる。併せて、可燃ごみ処理負担金の軽減が期待できる。
- ③ そのための活動指標として、㊦広報活動による情報提供、㊧コンポスト利用促進、㊨マイバッグの推進、㊩町民、事業所の可燃ごみの削減、㊪生ゴミ処理機の利用促進を掲げているが、最終的な達成率（平成26年度末）は、0.0%であった。
- ④ 達成率が0.0%であったことについて、町が把握している問題点としては、
 - ・ 1人当たりの可燃ごみの量が増加しており、町民に対し、ごみの減量化に対する意識の醸成が必要であること。
 - ・ 減量化が進まない要因として生ゴミ処理機やコンポストの利用やミックスペーパーの再生利用への協力が少ないことなどがあること、であった。
- ⑤ また、町が考えている改善点としては、破碎型生ゴミ処理機の導入やコンポストの購入を推進するとともにミックスペーパー再生利用の周知を図るため、ケーブルテレビやイベントでの実演によりその効果を周知することであった。

【改革の視点と提言】

- ① 担当課としては、広報活動による情報提供、マイバッグの推進、町民・事業所の可燃ごみの削減、生ゴミ処理機の利用促進などの目標を掲げて取り組み、町民の意識向上の成果は少しずつ上がっていると思われる。しかし、数値目標上の達成率は0.0%であった。

事業の取組が行われ、少しずつ成果が出ているにもかかわらず、達成率0.0%というのは違和感を感じざるをえない。

取り組んだ事業の達成度合いを示すのが達成率であるとするならば、それが正しく表示されたものとなるように評価方法等に工夫を加えることも必要である。

この事業は、全世界が取り組んでいるとても重要なものであり今後とも取り組むべきであるが、その取組に当たっては、実際に取り組んだ業務が達成率に正しく反映されるように、指標ごとの目標数値を現実的なものに設定すべきではないと思われる。

については、指標ごとの目標数値が適切かどうかなどを検証の上、引き続き環境にやさしいまちづくりに取り組まれない。

- ② 現在、広報紙（広報いわみ）には、毎月の「可燃ゴミの量」の昨年同月比の増減量が公表されている。しかし、資源ゴミの状況は公表されておらず、その状況を知りたいと思う町民も多いものと考えられる。

については、広報紙には可燃ゴミだけではなく、資源ゴミ（古紙・ペットボトル等）についても、可能な限り、適宜、増減量を公表されたい。また、経済的にどれだけの効果があるのかが分かれば住民のゴミ減量への取組の励みにもなるので、試算可能な範囲内で経済的効果についても、適宜、公表されるよう検討されたい。

- ③ 環境問題には、酸性雨、地球温暖化、海面上昇、オゾンホール、異常気象、砂漠化、水・大気汚染、ごみ問題などのグローバルな問題とローカルな問題がある。これらは、人類の活動に起因しているといわれ、国際社会や国・地方公共団体の様々な取組が行われている。しかし、自然環境は悪化の一途を辿っているのが現状であり、一層の取組が求められている。

町が考えているこの事業の改善点としては、破砕型生ごみ処理機の導入やコンポスト購入、ミックスペーパー再生利用の周知を図るということであり、ゴミ対策中心の取組となっている。確かに、ゴミ問題は大きな問題ではあるが、それだけでは様々な環境問題を正しく理解し改善に取り組んだことにはならないと思われる。

今後、私たちには環境に配慮した生活を行うことが益々求められる。町民として各家庭でできることを地道に取り組んでいくことが必要と思われる。

例えば、**㊸電気を大切に使うこと。**（冷暖房の設定温度（夏冷房を28℃、冬暖房を20℃）の配慮等）**㊹水を大切に使うこと。**（お風呂の残湯を洗濯や植木の水やりに利用等）**㊺リサイクルできる資源ゴミを普通ゴミとして捨てないで再利用すること。**（生ゴミの堆肥活用、ミックスペーパーの分別再利用等）**㊻マイ〇〇を持つこと。**（マイバッグ、マイ箸、マイ水筒等）**㊼近くに出かけるときは、徒歩や自転車で行くこと。****㊽自動車を出かける時はエコドライブを心がけること。**（急停車、急発進、駐停車中アイドリングの中止等）**㊾買物時には、省資源に配慮すること。**（リサイクル商品・詰替商品の購入、地産地消（輸送によるCO2の排出が削減等）**㊿家電製品等を購入・買換えするときは、省エネ性能の高い製品を選択すること。**（環境に配慮した製品の選択等）などである。

今後は、このような省資源、省エネルギー、4Rなどに取り組みながら、環境負荷を低くして持続可能性を保持しつつ、資源やエネルギー等を適切に利用していくという循環型社会をめざすということが、より一層求められるものと思われる。このような取組によって、町民には環境にやさしいまちづくりへの参加意識が醸成され、課題となっているゴミの減量化も一層促進されるものと考えられる。

については、町は、町民が毎日の生活の中で環境にやさしい取組ができるように、適切な事例を町民に広く情報提供し啓発するなど各家庭での取組が円滑に行われることができるような対策についても推進を図られたい。

Ⅲ 今後の行政改革の取組への提言

1 基本的な考え方

(1) 行政改革に取り組む基本姿勢と職員・町民等の共通認識

行政改革に意欲的に取り組むためには、生きた事例に学ぶことも重要なことの一つであると思われる。

今から5年前（平成22年）に膨大な赤字を抱えて財政破綻し、全国初の財政再生団体となった夕張市の厳しい現実を考察することによって、学ぶことは極めて多いと思われる。

本町としても、まだ町財政が元気うちに将来のことを考えて財政運営していく必要があることを十分認識すべきであろう。夕張市の財政問題は、決して人ごとではなく、日本のどの市町村でも一步間違えれば陥る危険性がある問題である。

第二の夕張市にならないためには、夕張市の財政問題を正しく認識して、そのようなことにならないよう適切な行財政運営に努めることが肝要である。

夕張市の財政問題については、今までいろいろと述べられているが、その概要はほぼ次のようなものである。

- ① 夕張市は、昭和35年には約12万人もの人口があり、炭鉱に栄えた街だった。しかし、石炭は石油にとって代われ、炭坑はすべて閉山された。働き手である若者は、都市へ流出し、街には高齢者が残った。
- ② 急速に少子高齢化が進み、財政は悪化し、平成22年には、全国初の財政再生団体となり、「最高の費用負担で最低の行政サービス」により、人口流出はさらに続いた。その結果、人口は半世紀で9割以上が減少し、平成27年3月31日現在の人口は9,362人となり、市ではあるが岩美町の人口（12,104人（平成27年8月1日推計））よりも少なくなっている。（一旦、市となれば町に戻ることはなく市のままである。）
- ③ 財政状況を判断するために用いる「経常収支比率」（地方税や普通交付税を中心とする経常的に収入される一般財源のうちで、人件費や公債費等のような固定費の占める割合のことで、100%に近いほど財政にゆとりがないことになる。この比率により財政構造の弾力性が判断できる。いわば、家計におけるエンゲル係数に似ている。）は、本来は80%くらいに収まるのが適正と言われているが、夕張市が事実上財政破綻した平成18年の数値は、119.9%であった。（現在においても100%を超える夕張予備軍の自治体はいくつかある。）

ちなみに岩美町は88.7%（平成25年度決算）であり、この数値は類似団体の平均数値85.9%よりも高くなっている。つまり、本町も財政構造が硬直化しつつあることが分かる。今後とも十分に気を引き締めて財政運営を行っていく必要がある。

- ④ 財政破綻した夕張市は、約322億円の赤字を平成38年度末で解消する目標を設定し、財政再建のための努力を進めている。(市民1人当たり約300万円の借金)

その夕張市の現状をみると、公務員の給料は平均で4割削減し(ちなみに市長の月給は25万9千円で手取りは20万円弱)、職員も半数以下に減少、市民税の税金は軒並み値上げされ、ゴミ出しも有料となっている。小学校6校、中学校3校は、それぞれ統合されて1校ずつとなっている。また、市役所以外の5か所の行政窓口もなくなり、市立総合病院は診療所に縮小されている。このように、住民負担は増大し、市外への転出に歯止めがかかっていない状況である。

そうした厳しい現実の中で、夕張市は、夕張メロン、牧場、映画祭など観光の町として、34歳の市長を先頭にして「町おこし」に頑張っている。

これが、夕張市の財政問題の概要である。

一方、地方自治体の財政破綻に対して、国に大きな財政支援を期待することは難しい。財務省は、平成27年度8月10日、国の借金残高は、平成27年6月末現在で1,057兆2,235億円(国民1人当たり約833万円)となり、過去最大を更新したと発表した。国もまた莫大な借金に苦しんでいるのである。

IMF(国際通貨基金)の2013年4月版データの世界各国の政府総債務残高によると、日本の総債務残高は対GDP(国内総生産)比237.92%で、世界一の借金大国となっている。ちなみに、今、世界中で問題となっているEU(欧州連合)加盟国の中で財政危機に陥っているギリシャは158.55%であり、日本はそれを大きく上回っている状況である。

そんな国の財政状況を考えれば、地方自治体が財政破綻して国に大きな財政支援を期待しても、国の対応には限界があり難しい状況であることは想像に難くない。

については、財政基盤が弱く少子高齢化が進む岩美町が、夕張市のようにならないためにも、これからも積極的に行政改革を進めていかなければならないことを、職員・町民等が共通認識するよう今後とも一層啓発されたい。

(2) 行政改革に取り組む基本的な考え方

行政改革に取り組む場合の基本的な考え方について、特に、次のことに留意されたい。

- ① 行政改革は、行政の機能を高め、事業効果を出来る限り向上させるよう、進めていくことが、きわめて重要であること。
- ② 行政改革は、社会経済情勢の変化に対応して不断に行うべきであり、スピード感をもって行うことが重要であること。
- ③ 新しい事務は増大するにもかかわらず、職員の定数は減少しているため、無駄な事業の削減と共に、事務の簡素化についても併せて検討すること。

④ 行政改革は、町民により一層信頼される行政としてどうやって変革していくかということが重要であること。したがって、行政改革を実現していくためには、役場職員はもとより町民や関係団体の理解と協力を得ることが不可欠である。今後、町民に分かりやすい情報の提供を心がけ、広報紙やホームページなどで、適宜、行うことが肝要であること。

⑤ 行政改革の成果は、短期の成果だけでなく、長期の成果を出すことも大切であること。長期の成果につなげるためには、より波及効果があるものに財源を投入する必要がある、その原資を獲得するために無駄を削るということが一層重要となってくること。

特に、見直しによって実質的に行政サービスの質や量を減らすということはなかなか難しいところもあるが、「あったほうがいいけれども、なくてもよいもの」は無駄の範疇に分類して、それを削減すべきである。

⑥ 行政改革がコスト削減や効率性を追及することは、ある意味当然なことだが、ただそれだけでないことも考えること。

行政改革はあくまでも手段であり、行政改革を単に自己目的化してはいけない。何のために行政改革を行うかということをはっきりさせるべきであること。

特に、子どもや高齢者などの弱者への配慮、地域格差等の配慮も必要だろうし、また、地方自治体としての役割としての公共性などについても十分配慮しながら、いかにバランスよく進めて行くのかということに留意すること。

(3) 行政改革と行財政改革

「行政システム」は、主として行政の枠組みのことであり、行政組織・機構の管理・運営、職員制度等に関するものである。また、「財政システム」は、役場の一般会計と公企業を含む公共部門の経済活動の枠組みのことであり、予算システム、租税システム、公会計システムなどにより構成されている。前者は人材、後者は資財と深く関連しており、いずれも公共部門の中で公的資源の管理運営を行うことでは共通しているが、本来は、別個のものであると思われる。

現在、本町が進めている「行政改革」の中には、「財政改革」も含まれているが、財政改革は行政改革の中でも、大きな比率を占めているところである。

名は体を表すと言うが、「行政改革」を「行財政改革」とすれば、町が進めている改革の性格がより明確に町民に伝わってくるものと思われる。実際、行財政改革と銘打っている地方自治体も多い。

については、「行政改革推進委員会」を「行財政改革推進委員会」とすることについて、一考されたい。

2 具体的な取組

(1) 行政改革推進に当たっての留意事項

本町の行政改革の推進に当たっては、次のことに留意して取り組まれない。

① 行政改革の重点事項は、社会経済情勢の変化等に対応し中長期を展望したものについて焦点を絞って選定されたいこと。行政改革の重点項目を網羅的に多く設定すると、チェック対象も膨大なものとなることから十分な点検や検証は難しくなるので、対象を絞って重点化を図られたいこと。

- ② 行政改革の対象を絞って重点化を図りつつ、事業そのもののあり方にまで踏み込んだ深い分析を行うなどして、抜本的な改革を進めていく必要があること。
- ③ 客観的に判断するためには、具体的な数値目標があった方がよいが、目標値の数値は、達成可能で、全ての事業にできるだけ統一された基準による適正数値を設定されたいこと。

(2) 具体的な重点事項

庁内各課職員は、平成11年度（6重点項目）から平成26年度（5重点項目）まで、実に15年以上も、行政改革に熱心に取り組み、当初に比べて大きな成果を上げてきた。

第3次改革で進めてきた具体的な重点事項は、a 効率的な事務・事業の推進、b 財政の健全化、c 職員の育成と意識改革、d 地域の資源と人材を活かしたまちづくり、e 環境にやさしいまちづくりの5項目だった。

これらはどれも重要な内容であり、これらの項目は今後ともその重要性は変わらないものと思料される。

これらにない項目としては、例えば、「危機管理体制の強化」が考えられる。

電子決裁システム等のITを使って行う業務処理は、経費削減のひとつとして有効であるが、反面、各地で個人情報の漏洩問題も惹起しているところである。先般の日本年金機構の個人情報の漏洩問題はまだ記憶に新しい。

岩美町の個人情報は、パソコン端末から漏洩するようなことはないのかどうか。十分な対策が取られているのか。セキュリティポリシー等の策定及びその遵守状況など危機管理の観点からも速やかに点検する必要がある。その他にも考えられる項目はいろいろあると思われる。

いずれにしても、次期行政改革に取り組むための実施項目の設定に当たっては、多くの項目を網羅的に羅列するのではなく、重点的に項目を絞って集中的に行った方が行政改革の成果が上がるのではないかと考えられる。

については、今後、将来的（今後10年間）に必要と思われる内容を選び、そのなかでも、特に次期5年間に取り組むべき項目を十分検討し選定されたい。

(3) 行政改革の推進期間及び総括

行政改革の期間は、従前どおり5年でよいと思われる。

また、委員任期は3年で、行政改革期間の5年とは合致しない。しかし、これらを合致させて委員任期を5年とすると委員に負担となって長すぎることや、委員と行政機関の緊張関係を維持する観点からも期間中の改選を想定しておき、委員任期は従来どおり3年が適切であると思われる。

さらに、行政改革全期間終了後は、その時点の任期中の行政改革委員が検討・協議し、次期行政改革に取り組むための必須資料として5年間を総括した「提言書（答申書）」を提出すべきであると思われる。ただし、行革期間前半の任期の行政改革委員による「意見書」等の提出については、その時その時の行政改革委員の必要性の判断によって決定すればよいと思われる。

については、行政改革の取り組み成果を次期行政改革に反映させることができるようにするため、行政改革推進期間終了後は、その5年間を総括した「提言書」等をまとめて提出することをルール化されたい。

(4) 行政改革の進行管理と適時の公表

行政改革の取組については、本委員会に進捗状況を報告し、助言等を求めながら積極的に検討を加え、見直し等を行うとともに、行政改革の進捗状況については、町民に広く公表していくこととなっている。

しかし、最近の状況をみると、町民に対して広報等による公表はほとんど行われていないのが現状である。

今後は、職員の取組の努力を町民に理解してもらうためにも、節目節目で必要な事項を取りまとめて、改善状況等について公表することが肝要であると思われる。

そうすることで、町としては受け身的に行政改革を行っているのではなく、よりよい町づくりを推進するために、また、町行財政が今後とも継続的に健全運営できるようにするために一生懸命努力していることを、町民へ発信することになる。

また、この情報発信によって町民から得られる理解や協力は、事業改善に取り組む職員の励みにもなるものと考えられる。

については、今後、進行管理の指標として、「町民への適時公表」の項目を加えるなど町民に広く公表することについて、一層取り組まれない。

(5) 個別業務に係る諮問

今までやってきた町の行政改革の取組は、重点項目を変更しながら、15年以上にわたり同じ手法によって行われている。

しかし、ただ、目に見える「進捗率」を上げるためだけでなく、本質的に事業の改善を行うための方策等はどうあるべきかなどについて、幅広くじっくりと新しい視点から検討することも、また重要であると思われる。

そのため、時宜に適った個別的な業務について、重点的に本委員会に諮問して答申を受けるというやり方もあり得ると考えている。

たとえば、個別的な業務の例として、

- イ 補助金の交付等のあり方について
- ロ 危機管理体制の強化について
- ハ 定住人口の増加対策について

……などがある。

については、行政改革の実施項目の進捗状況の報告や実績についての検証・評価のみでなく、個別的な業務についての抜本的な改善方策等について、適宜、本委員会に諮問することについても、検討されたい。

IV おわりに

行政改革について、いわゆる土光臨調（※注）の土光敏夫氏の口癖は、「行政改革は、21世紀の日本のために、我等が子孫のために、「いま」やらねばならない。」というものだったようだ。

この土光氏の口癖は、国の借金残高が1,000兆円を超えている日本にとっては、21世紀になった現在でも極めて重要な命題として生きている。

そして、この命題の中の「日本」という言葉を「岩美町」に置き換えれば、当町にも十分当てはまるものだ。

～行政改革は、21世紀の岩美町のために、我等が子孫のために、「いま」やらねばならない。～

もちろん、岩美町でも、行政改革の取組は、平成11年度に行革大綱が定められて以来、継続的、積極的に取り組まれているところである。

本町では、第1次行革（平成11～16年度）から始まり、第2次行革（平成17～21年度）を経て、第3次行革（平成22～26年度）が実施され、平成27年度には第3次行政改革の実績報告書がまとめられたところである。

今までの行政改革によって、多くの行政課題が改善されたことは、高く評価したい。例えば、補助金の見直し（一律カット）、時代に即応した組織機構の見直し、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上、定員管理及び給与の適正化の推進、行政の住民参加の促進などに精神的に取り組まれ、大きな成果をあげているところである。

しかし、今までの行政改革において、残念ながら未達成となった実施項目もある。これらについては、取組方法等を十分検証のうえ、改善への取組を今後とも継続していただくことをお願いしたい。

また、財政状況を平成25年度普通会計決算で見ると、本町の財政力を示す「財政力指数」は0.27で類似団体の0.45に比べて大きく下回っている。さらに、財政構造の弾力性を判断するための指標である「経常収支比率」は88.7%であり、これも類似団体の85.9%に比べて比率が高く財政構造の硬直化が進んでいるようである。経常的な収入財源のなかで実質的な公債費相当額の占める「実質公債費比率」も14.5%と類似団体の平均値10.1%をかなり上回っており、懸念される状況となっている。こうした厳しい財政状況が今後も続く一方、過疎化、少子高齢化、地場産業の低迷等の対応すべき課題も山積している。特に、本町の高齢化は全国平均（25.1%：平成25年10月1日）を上回る高齢化率（31.4%：平成25年度末）となっている。

行政改革には、職員の意識改革やモチベーションの向上が不可欠である。特に、職員一人ひとりが町の置かれている状況を正しく認識し、発展・持続可能なまちづくりに向けて、意欲をもって、行政改革に取り組んでいく姿勢が何よりも重要である。

財政のスリム化やより効率的・効果的な行政運営を目指すための行政改革は、今後とも、一層重要となってくるところである。

行政改革は、21世紀の岩美町のため、我等が子孫のために続けてやらねばならないものであり、今までの行政改革の成果や課題等を十分に踏まえながら、次の第4次行政改革で更なる取組が行われ、その成果がまちづくりに反映されるよう強く期待したい。

（注）土光臨調… 昭和56年に発足した「第二次臨時行政調査会」（土光敏夫会長）のこと。
土光臨調は、鈴木善幸内閣の「増税なき財政再建」の方針のもと、行政組織の見直しによる歳出削減、三公社の民営化などを推進し大きな成果をあげた。

V 参考資料

(1) 会議の開催状況

区 分	開催月日	議 題
第1回	平成25年6月24日	会長・副会長選出、平成24年度行政改革実績報告、平成25年度行政改革実施計画
第2回	平成26年1月7日	平成25年度行政改革実施計画(11月末進捗状況及び年度末達成見込)
第3回	平成26年8月26日	副会長選出、平成25年度行政改革実績報告、平成26年度行政改革実施計画
第4回	平成27年1月26日	平成26年度行政改革実施計画(11月末現在)、平成27年度以降の取組
第5回	平成27年8月24日	平成26年度行政改革実績報告、提言書案検討
第6回	平成27年10月27日	提言書検討・決定

(2) 岩美町行政改革推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等	任 期
会 長	濱口 豊明	自治会	平成25年4月1日～平成28年3月31日
副 会 長	米村 裕子	小中学校 P T A	平成26年8月26日～平成28年3月31日 (平成25年4月1日～平成26年8月25日は委員)
〃	川口 耕司	行政経験者	平成25年4月1日～平成26年8月25日
委 員	中島 俊治	自治会	平成25年4月1日～平成28年3月31日
〃	下根 鈴江	婦人会	〃
〃	永美 春美	〃	〃
〃	山内 正義	老人クラブ	〃
〃	谷口 益子	〃	〃
〃	宮本 晶夫	行政経験者	平成26年8月26日～平成28年3月31日
〃	小谷 栄子	行政経験者	平成25年4月1日～平成28年3月31日